

第 4 5 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 1 条第 3 号」を「第 1 条の 2 第 3 号」に改める。

第 1 2 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 2 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保

険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第12条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び」を「、」に改め、「(以下「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条の6中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第16条の6の2第1号中「次号において同じ。)」の次に「の額」を加える。

第16条の6の5第1項第3号中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第16条の7第1号中「次号において同じ。)」の次に「の額」を加える。

第16条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第16条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除

した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額
（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第16条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18

歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の12第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第16条の12第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15

に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の16 第16条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第19条第1項中「第16条の6の3」の次に「若しくは第16条の13」を加え、「、第20条の3第1項(同条第3項)」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項(同条第3項又は第4項)」に改め、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第4項第1号(同条第6項)」を「同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)」に、「の算定」を「若しくは第20条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の6の3の額若しくは第16条の8の額」を「、第16条の6の3、第16条の8若しくは第16条の13の額」に改め、「第20条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第

20条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額」に改める。

第20条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平

等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯

に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第16条の15第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の一人当たり軽減額、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第16条の15第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額（「第1号の一人当たり軽減額、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額」）」と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び」を「、第16条の6の4、第16条の9及び第16条の14並びに」に改め、「第1項」の次に「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」を加える。

第20条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を

加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の15」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の15第3項」と読み替えるものとする。

第20条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、「第16条」とあるのは「第16条の15」と、第6項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の15第3項」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「660,000円」を「670,000円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「「170,000円」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「「260,000円」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を

加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の15」と読み替えるものとする。

第20条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第7項中「第16条」とあるのは「第16条の15」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い

当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第16条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条の15第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第12条の2、第16条の6、第16条の12から第16条の16まで及び第19条から第20条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
 - (1) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収するため、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を新設すること。
 - (2) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を670,000円（現行660,000円）に改め、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る賦課限度額を30,000円に設定すること。
 - (3) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を310,000円（現行305,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を570,000円（現行560,000円）に改めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行すること。